環境影響評価審査会大阪湾岸道路部会議事録

1 日時:平成18年3月30日(木)9:30~11:30

2 場所:兵庫県私学会館302・303会議室

3 議題

4 出席委員:朝日部会長、小谷委員、北村委員、澤木委員、田中みさ子委員、中辻委員、 中野委員、山口委員、藤井会長

5 事務局:長谷川健康生活部参事(環境技術担当) 環境影響評価室 勝野室長、鷲見課長補佐外室員3名

6 関係部局:水質課

7 配布資料:

会議次第

出席者名簿

「大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド ~ 駒ケ林南) (仮称) 環境影響評価方法書」についての意見書 (神戸市長)

大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド~駒ケ林南)(仮称)に係る環境影響評価方法書の審査について(答申案)

環境影響評価法の手続の流れ(大阪湾岸道路西伸部)

風力発電所の「環境影響評価に関する条例」対象事業への追加について

8 議事概要

(事務局より、補足資料にて神戸市長意見及び答申案について説明)

- (委員)都市計画決定権者は、建設機械の稼働や資材等の運搬用車両の運行に係る騒音に ついて、鉛直方向に予測は行わないとのことであるが、理由を説明してほしい。
- (事務局)建設機械の稼働や資材等の運搬用車両の運行は、発生源が地表面になるので、 自動車の走行に係る騒音とは異なる対応になっている。
- (委員)自動車の走行時の桁や橋梁による生じる低い周波数の振動を審査会で指摘したが、 答申案で言及していない。
- (事務局)方法書審査の答申案のとりまとめ方として、環境影響評価の項目の中に一般的 な留意点として包含している。その中で表現し切れないものは、個別的事項に記載し ている。
- (委員)方法書段階での審査では詳細の内容もなく、まとめた表現でやむを得ないのでは ないか。
- (委員)個別的事項に、騒音及び振動の事項をもう少し強調した方がいい。
- (委員)振動だけを個別的事項に記載しにくいなら、環境影響評価の項目に「予測手法を 詳細に検討すること」とする方法もある。

- (委員)包含してとりまとめるとの説明は分るが、神戸市長意見との違いを感じる。
- (事務局)大気環境の項目を、大気質と騒音に分割した表現に改める。
- (委員)景観について、現行の主務省令では自然景観のみとのことであるが、改正主務省 令では、対象外となっている囲繞景観や景観の創出はどうなったのか。
- (事務局)変わらなかった。環境影響評価では行わず、別に「景観アセスメント」で実施 すると聞いている。
- (委員)数カ所に巨大な橋梁が建設されるので、景観について、ランドマークであり、積極的に取り上げるべきと考える。
- (委員)景観の創造の視点がいると思う。
- (委員)景観に配慮するとの表現は必要である。
- (委員)景観に関しては、神戸市長は、「望ましい」であるが、より県は踏み込んだ意見と してほしい。
- (委員)表現を工夫してほしい。
- (事務局)海や山を含めた自然景観の視点から表現を考えたい。
- (委員)景観と人と自然との触れ合い活動の場は、分けた方がいい。
- (事務局)検討させてほしい。
- (委員)建設機械の稼働や資材等の運搬用車両の運行に係る騒音の予測については、どう するのか。
- (事務局)自動車の走行に係る大気や騒音については、高さ方向を考慮する。
- (委員)一般的には、建設機械の稼働は地表面であるが、今回は高架工事となる。
- (事務局)コンクリート打設においても、地上部にプラントを置くと思われ、主要な発生源が高くなるとは考えにくい。低周波音については、高さ方向の予測手法がなく、必要とまで言い切れない。
- (委員)全体的事項で、「既成市街地で高層住宅があり、配慮が必要である」と書いた方が いい。
- (委員)神戸市長の意見はどのように都市計画決定権者に伝わるのか。
- (事務局)法律上は、神戸市長意見を勘案して、知事意見が形成される。なお、神戸市長 意見は、県市との取決めにより、都市計画決定権者には写しを送付する。
- (答申案は了承された)

以上